

空乗第2989号
平成31年3月29日（制定）
国空航第3037号
令和4年3月29日（最終改正）

国土交通省航空局安全部安全政策課

自衛隊出身操縦士に対する計器飛行証明（飛行機）の実地試験について

1. 目的

本通達は、自衛隊出身操縦士の民間での一層の活躍を促進するため、自衛隊在籍中に相当の資格を取得し、飛行経験を蓄積した操縦士に対して行う計器飛行証明（飛行機）の実地試験の実施要領を定めるものである。

2. 計器飛行証明（飛行機）の実地試験科目

自衛隊出身操縦士で2-1に該当する者に係る計器飛行証明（飛行機）の実地試験については2-2のとおり実施する

2-1 対象となる自衛隊出身操縦士は以下のいずれにも該当する者とする

- (1) 事業用操縦士技能証明（多発の等級限定）の保有者
- (2) 航空自衛隊又は海上自衛隊において、飛行機の操縦士として「計器飛行証明（緑）」を取得した経歴を有すること。
- (3) 航空自衛隊又は海上自衛隊の飛行機の正操縦士として計器飛行を行った時間が500時間以上であること

2-2 「操縦士実地試験実施細則 計器飛行証明（飛行機）」（空乗第2039号 平成10年3月20日制定）のIII. 実技試験の科目の一部を以下の通り変更する。

- (1) 「3. 基本的な計器による飛行」について、「(3-1) 基本操作」及び「(3-2) 異常な姿勢からの回復」は実施せず、「6. 計器飛行方式による野外飛行」の一部として「進路変更を伴って無線方位線に会合する飛行」等を行うことを通じて評価する。
- (2) 「4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行」について、「(4-1) 急旋回」及び「(4-2) 失速と回復操作」は実施せず、「6. 計器飛行方式による野外飛行」を含む全ての飛行フェーズにおいて機体の形態や速度、飛行環境等が変化する状況下で、試験に使用する飛行機の特性に応じた操作が適切にできることを通じて評価する。
- (3) 「6. 計器飛行方式による野外飛行」については、目的空港までの飛行は不要とし、「(6-2) 計器飛行方式による野外飛行」及び「(6-3) 代替空港等への飛行」の各評価項目の判定を行った時点で終了する。なお、上記(1)に基づき野外飛行の一部として行う「進路変更を伴って無線方位線に会合する飛行」については、判定基準を以下のとおりとする。

『飛行中の諸元は、高度は±200ft、速度は±10kt、針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時）、偏位はCDIの中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ1/2又

は RMI の±5 度（無線方位線上の飛行時）以内の変化であること。』

3. 計器飛行証明（飛行機）と型式限定変更の実地試験の同時実施

上記 2-1 に該当する自衛隊出身操縦士であって、採用された航空運送事業者（当該運送事業者からの委託により訓練を行う事業者を含む）において事業用操縦士の型式限定変更訓練を受ける者については、計器飛行証明（飛行機）と型式限定取得に係る実地試験を同時に実施してもよい。この場合、型式限定取得に係る実地試験科目に別紙の科目を追加して実施し、計器飛行証明（飛行機）と型式限定取得の両方を一括して合否判定を行う。（いずれか一方の実地試験だけを合格とすることはできない。）

なお、当該航空運送事業者における型式限定変更訓練課程が、「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明の実地試験について」（国空乗第 83 号 平成 21 年 5 月 29 日制定）により、実地試験の全部を模擬飛行装置により実施できる課程等として指定されている場合には、本項による計器飛行証明（飛行機）と型式限定変更の実地試験（同時実施）についても、その全てを模擬飛行装置により行ってもよい。その際、実地試験プロファイルの変更が必要である。

4. 必要書類等

本通達 2. 及び 3. の適用を受けようとする操縦士は、計器飛行証明（飛行機）の実地試験に係る申請を行う際、2-1 の各条件に合致することが確認できる書類として、自衛隊で作成された飛行記録等（総飛行時間のうち最後の 50 時間分の飛行経歴及び計器飛行証明（緑）を取得したことがわかるもの）の写しを添付すること。なお、実地試験当日に、飛行記録等を航空従事者試験官に提示すること。

また、本通達 3. の適用を受けようとする操縦士は、計器飛行証明（飛行機）と型式限定変更の両方の実地試験申請を行う際、その旨を記載した書面を添付すること。

附則 (平成 31 年 3 月 29 日)

1. 本通達は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附則 (令和 4 年 3 月 29 日)

1. この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別 紙

計器飛行証明（飛行機）と型式限定変更の実地試験を同時に実施する場合の追加科目

計器飛行証明（飛行機）の実地試験を型式限定変更の実地試験と同時に実施する場合は、型式限定変更の実地試験科目に下記の内容を追加すること。（本文3. 関係）

- ① 「操縦士実地試験実施細則 計器飛行証明（飛行機）」（空乗第2039号 平成10年3月20日制定）のII. 口述試験
- ② 次の「計器飛行方式による野外飛行」

番号	科目	実施要領	判定基準
1	野外飛行計画	<ol style="list-style-type: none">1. 事前に作成された飛行計画を受験者に提示する。2. 気象情報、航空情報入手させ、飛行計画について説明させる。3. 所要の事項について質問する。	<ol style="list-style-type: none">1. 飛行計画の記載事項について正確に理解していること。2. 適切な高度、経路及び代替空港等の選定基準を正確に理解していること。3. 必要な航法諸元や搭載燃料等の算出根拠を正確に理解していること。4. じょう乱・凍結等飛行障害現象の存在を予測できること。5. 無線航法図及び計器進入図について正確に理解していること。6. 離陸、着陸及び代替空港等における最低気象条件等の適用について正確に理解していること。7. 質問事項に正しく答えられること。

2	飛行の実施	<p>1. 管制承認に従って飛行させる。飛行の一部として、フライトディレクター等のガイダンスを使用することなく、進路変更を伴って無線方位線に会合する飛行を含めること。</p> <p>2. 対地速度及び予定到着時刻等航法諸元を算出させる。</p> <p>3. 無線通信機の故障の状況を与える、その処置について説明させる。</p> <p>(注) 模擬飛行装置により実施する場合は、変化する状況を与えること。</p> <p>(知識)</p> <p>運航方式に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順)</p> <p>所定の方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管制承認の受領、位置通報等が円滑、かつ、確実にできること。 2. 所定の経路を正しく飛行できること。 3. 所要の情報を入手し、有効に利用できること。 4. 真対気速度、予定到着時刻を適時点検し、必要な場合速やかに訂正の通報ができること。 5. 航空保安施設を有効に利用できること。 6. 気象状況等の変化に応じ適宜高度経路を変更できること。 7. 巡航時の高度は±200 ft 以内の変化であること。 8. 左欄1. の無線方位線に会合する飛行中の諸元は、 高度 : ±200 ft 速度 : ±10 kt 針路 : ±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 偏位 : CDI の中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ 1/2 又は RMI の±5 度 (無線方位線上の飛行時) 以内の変化であること。 9. 試験に使用する飛行機の装備であつて、計器飛行方式による飛行に利用可能なものを的確に利用し、表示装置等から得られる情報を正しく解釈して、飛行すること。 10. 全ての飛行フェーズにおいて、機体の形態や速度、飛行環境等が変化する状況下で、試験に使用する飛行機の特性に応じた的確な操作を行うこと。 11. その他は「計器飛行方式による飛行」に同じ。
---	-------	--

3	代替空港等への飛行	<p>目的地に着陸できない状況を与える、代替空港等へ飛行する場合の手順、経路及び高度選定等所要の事項について説明させる。</p> <p>(注) 模擬飛行装置により行う場合は、代替空港等へ向かう初期段階の手順まで実際に行わせる。</p>	<p>(知識) 運航方式に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 所定の方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 適切な経路及び高度を選定できること。 2. 目的空港等及び代替空港等の飛行方式並びに最低気象条件等を確認できること。</p>
---	-----------	---	---

(注)

1. 「計器飛行方式による野外飛行」の一部として実施する「進路変更を伴って無線方位線に会合する飛行」等を通じて、計器飛行証明（飛行機）の実地試験科目「3. 基本的な計器による飛行」に係る評価を行う。
2. 「計器飛行方式による野外飛行」を含む試験中の全ての飛行フェーズにおいて、機体の形態や速度、飛行環境等が変化する状況下で、試験に使用する飛行機の特性に応じた操作が適切にできることを通じて、計器飛行証明（飛行機）の実地試験科目「4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行」に係る評価を行う。
3. 型式限定変更の実地試験科目について判定を行うに当たり、型式限定変更と計器飛行証明（飛行機）の判定基準が異なる場合は、型式限定変更のものを採用する。